令　和　８　年　９　月　３　日

第5回片品村議会会議録

利　根　郡　片　品　村

令和８年第５回片品村議会定例会会議録第１号

議事日程　第１号

令和８年９月３日（木曜日）午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議員派遣
日程第　４　一般質問
日程第　５　議案第３９号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第　６　議案第４０号　片品村地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について
日程第　７　議案第４１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第４２号　片品村税条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第４３号　片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第４４号　片品村の美しい景観を守り育てる条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第４５号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第１２　議案第４６号　字区域の変更について
日程第１３　議案第４７号　財産の取得について
日程第１４　認定第　１号　令和７年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１５　認定第　２号　令和７年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６　認定第　３号　令和７年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１７　認定第　４号　令和７年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１８　認定第　５号　令和７年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について
日程第１９　認定第　６号　令和７年度片品村下水道事業会計決算の認定について
日程第２０　報告第　５号　財政の健全化判断比率等について
日程第２１　報告第　６号　片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
日程第２２　議案第４８号　令和８年度片品村一般会計補正予算（第２号）について
日程第２３　議案第４９号　令和８年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第１号)について

日程第２４　議案第５０号　令和８年度片品村介護保険特別会計補正予算(第１号)について
日程第２５　議案第５１号　令和８年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)について
日程第２６　議案第５２号　令和８年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第２７　議案第５３号　令和８年度片品村下水道事業会計補正予算（第１号）について

本日の会議に付した事件

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議員派遣
日程第　４　一般質問
日程第　５　議案第３９号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第　６　議案第４０号　片品村地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について
日程第　７　議案第４１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第４２号　片品村税条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第４３号　片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第４４号　片品村の美しい景観を守り育てる条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第４５号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第１２　議案第４６号　字区域の変更について
日程第１３　議案第４７号　財産の取得について
日程第１４　認定第　１号　令和７年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１５　認定第　２号　令和７年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６　認定第　３号　令和７年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１７　認定第　４号　令和７年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について
日程第１８　認定第　５号　令和７年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について
日程第１９　認定第　６号　令和７年度片品村下水道事業会計決算の認定について
（日程第１４から日程第１９まで一括上程）
日程第２０　報告第　５号　財政の健全化判断比率等について
日程第２１　報告第　６号　片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
日程第２２　議案第４８号　令和８年度片品村一般会計補正予算（第２号）について
日程第２３　議案第４９号　令和８年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第１号)について
日程第２４　議案第５０号　令和８年度片品村介護保険特別会計補正予算(第１号)について
日程第２５　議案第５１号　令和８年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)について
日程第２６　議案第５２号　令和８年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第２７　議案第５３号　令和８年度片品村下水道事業会計補正予算（第１号）について
（日程第２２から日程第２７まで一括上程）

会議録１号用紙

片品村議会会議録		第　１　日
令和８年９月３日		
出席議員１２名	欠席議員　名	欠員　名
第　１　番	小　林　政　彦	（　出　席　）
第　２　番	小　柳　紀　一	（　出　席　）
第　３　番	萩　原　和　典	（　出　席　）
第　４　番	髙　山　悦　夫	（　出　席　）
第　５　番	狩　野　孝　夫	（　出　席　）
第　６　番	北　澤　佳　子	（　出　席　）
第　７　番	星　野　吉　弥	（　出　席　）
第　８　番	千　明　　勉	（　出　席　）
第　９　番	後　藤　眞　平	（　出　席　）
第１０番	萩　原　正　信	（　出　席　）
第１１番	星　野　栄　二	（　出　席　）
第１２番	飯　塚　美　明	（　出　席　）

説明のために出席した者の職氏名

村長	梅澤志洋
副村長	桑原信一
副村長	桑原信一
教育長	星野文隆
総務課長	鏑木勲
住民課長	永井利和
保健福祉課長	須藤錦作
農林建設課長	戸丸幸生
むらづくり観光課長	星野一忠
教育委員会事務局長	萩原一彰
会計管理者	深見まみ

事務局職員出席者

事務局長	小林由里
主査	狩野真里恵

議長（髙山悦夫君）　ただいまから、令和８年第５回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前１０時１１分　　開会

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（髙山悦夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、９番　後藤眞平君及び１０番　萩原正信君を指名いたします。

日程第２　会期の決定

議長（髙山悦夫君）　日程第２、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から９月１１日までの９日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から９月１１日までの９日間に決定しました。

日程第３　議員派遣の件

議長（髙山悦夫君）　日程第３、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件については、会議規則第１２９条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。
次に、お諮りします。
ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第４　一般質問

議長（髙山悦夫君）　日程第４、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

２番、小柳紀一君。

２番（小柳紀一君）　はい、２番。

議長（髙山悦夫君）　はい、２番。

（２番　小柳紀一君登壇）

２番（小柳紀一君）　おはようございます。今回、議会定例会において一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。

（２番　小柳紀一君　質問席に移動）

議長（髙山悦夫君）　村長、答弁席へお願いします。

（村長　梅澤志洋君　答弁席に着席）

２番（小柳紀一君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、２番。

２番（小柳紀一君）　２番。

まず、１項目めとして、観光地としての片品村の現状と今後の観光地域づくりについて質問をさせていただきます。

当村では、以前、花の谷構想を掲げ、地域の自然や景観、農業などを生かし、村全体の魅力を高め、観光振興や地域づくりにつなげていく取り組みが行われていたと認識しています。その一つとして、花の谷構想で掲げられていた考え方や取り組みの中、現在でも引き継がれているもの、あるいは現在の観光振興や地域づくりに生かされているものがあるのかお伺いします。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、村長。

村長（梅澤志洋君）　村長。

ただいまの小柳紀一議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、花の谷構想で掲げられていた考え方や取組が現在どのように引き継がれているのかについてでありますが、本村ではこれまで花の谷構想をはじめ、地域の自然や景観、農業、地域の暮らしなど、片品村が持つ様々な資源を生かしながら、村全体の魅力を高め、観光振興や地域づくりにつなげる取組が進められたものと認識をしております。花の谷構想で示された地域の自然や景観を守りながら活用すること、農業や地域の暮らしそのものを地域の魅力として捉えること、そして、特定の観光地だけではなく村全体を一つの観光地として考えていくという基本的な考え方は、現在の観光振興や地域づくりにも通じるものがあります。例えば、現在でも各地区で取り組んでいる花の谷づくり活動などの景観整備は、観光で訪れる方に片品村の美しい景観を楽しんでいただくためだけではなく、村民にとっても地域への愛着を持ち、住みやすい村づくりを進める上で意義のある取組であると考えております。花の谷構想そのものをそのまま引き継ぐということではなく、そこに込められた地域の資源を大切にしながら活用し、村全体の魅力を高めていくという考え方は、形を変えながら現在にも引き継がれているものと認識しております。

これまでの取組については成果だけでなく、担い手の確保や継続していく上での課題についても整理し、地域の皆様や関係団体と協議しながら、今後の景観づくりや地域づくりに生かして参りたいと考えております。

２番（小柳紀一君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、２番。

２番（小柳紀一君）　続いての質問ですが、尾瀬、武尊山、丸沼などの既存の観光資源に加え、農業、自然、景観、食など、片品村が持つ多様な魅力を改めて掘り起こし、村全体を観光資源として生かした観光・地域づくりを進めていくことが重要だと思っています。村としてどのように考えているのか伺います。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、村長。

村長（梅澤志洋君）　村長。

議員ご指摘のとおり、片品村には全国的にも知名度の高い尾瀬をはじめ、武尊山、丸沼

など非常に魅力的な観光資源があります。一方で、今後の観光振興を考えた場合、こうした知名度の高い観光地だけに観光客を呼び込むのではなく、村内各地域における自然、農業、景観、食、文化、そしてそこに暮らす人々の営みまで含めて、片品村全体を一つの魅力として発信していくことが重要であります。四季折々の自然や景観、地域の暮らし、農業や食などを生かした観光を充実させることで、観光客の滞在時間を延ばし、村内を回遊していただくきっかけにもつながるものと考えております。そのためには、観光事業者、農業者、商工業者、地域の皆様、さらには若い世代の皆様の意見を伺いながら、それぞれが持っている資源やアイデアをつなぎ、新たな魅力として形にしていくことが必要であります。また、現在本村の最重要施策の一つである鎌田エリア再整備事業についても、本格的な検討が始まろうとしております。こうした機会も生かしながら、既存の観光資源を大切にするとともに、見る観光だけではなく、食べる、体験する、歩く、交流するなど、片品村で過ごす時間そのものに価値を感じていただける観光づくりを進めてまいります。また、観光振興や地域経済の活性化だけにとどめるのではなく、農業や商工業、地域文化、景観、地域コミュニティーの活性化にもつなげていくことが重要であります。

片品村が守り育ててきた自然や農地、景観、地域の暮らしは、観光資源であると同時に、村民にとって大切な財産でもあります。こうした地域の魅力を生かし、観光客に選ばれるとともに、村民がこの地域に住んでよかったと思える観光・地域づくりを進めて参りたいと考えております。

花の谷構想で示された考え方を含め、これまで片品村が積み重ねてきた地域づくりの歩みを大切にしながら、社会情勢や観光客のニーズの変化も踏まえ、片品村ならではの観光の形を地域の皆様と共につくっていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

２番（小柳紀一君）　はい、議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、２番。

２番（小柳紀一君）　ありがとうございました。片品村には文化財として、神社仏閣、神木、巨木、石碑、石仏と多くの資源があります。これらは観光資源となります。現在、これらの調査研究を行っている調査員や研究者が頑張っていますが、対象が多種多様であるため大変なようです。今後一層の支援と協力をお願いしたいと思っています。

次に、２つ目の質問として、片品村における農地の現状と今後の保全・活用について、２点ほどお伺いします。

現在、耕作されていない農地や荒廃が進んでいる農地について、農地の維持・保全や再利用を進めるため、村としてどのような対策や支援を考えておりますか。また、以前と比較して農地の利用状況がどのように変化しているのか、お伺いします。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、村長。

村長（梅澤志洋君）　村長。

ただいまの小柳紀一議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、本村が把握しております農林業センサス統計調査によりますと、２０２０年調査では、経営農地面積は約１７８ヘクタール、農業従事者は２３３人であり、６５歳以上の割合は５０％となっております。これに対し、２０２５年調査では、経営農地面積は約１８４ヘクタール、農業従事者は２２３人で、５年前と比較して１０人の減少となっております。また、６５歳以上の割合は５７％となっており、５年間で７ポイント増加をしております。なお、再生利用が可能な遊休農地面積は、２０２５年の遊休農地調査で約８ヘクタールとなります。こうした現状での耕作放棄地解消対策ですが、片品村では農地所有者に対してアンケート調査結果を踏まえた地域計画との連動による１０年後の農地利用者の明確化を目指しております。あわせて、農地バンクである農地中間管理機構の利用を促しております。また、遊休農地の再生に対する支援に関しては、今後も農地として守るべきか、農地として再生が現実的ではないかについて、所有者及び農業委員会等と協議し、村としての優先順位をつけていくことが重要と考えております。その上で、再生可能な農地を優先し、現在、幾つかの地区が実施している「中山間地域等直接支払交付金」及び「多面的機能支払交付金」を有効活用しております。また、今後の農地パトロール等で状況を把握し、遊休農地再生利用事業補助金の活用に向けて取り組んで参ります。まずは耕作放棄地を把握し、所有者の意向確認、再生可能性の判断、利用意向調査等を通じて、農地中間管理機構への登録を促すとともに、無理に従来作物を作るのではなく、飼料作物、景観作物等も選択肢として捉え、村としても引き続き農業者への支援をして参りたいと考えております。

２番（小柳紀一君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、２番。

２番（小柳紀一君）　次に、農業従事者の高齢化や後継者不足、担い手の減少に対して、現在村ではどのような支援や対策を行っているのかお伺いします。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、村長。

村長（梅澤志洋君）　村長。

担い手減少に伴い、耕作放棄地面積の増加及び近年は異常気象、鳥獣被害による耕作営農条件不良も少なからず担い手減少の要因として考えられます。村では、国県の補助事業を活用し、新規就農者への支援、新規に限らず農業者に対して資材購入等の補助事業を有効活用し、農業者の営農意欲を保持できますよう周知して参ります。いずれにいたしましても、現況の農業従事者の確保及び新たな耕作放棄地を発生させないことを第一とし、既存の耕作放棄地については再生可能性を見極めながら、関係機関と協議協力し、農地保全に努めて参りますので、議員各位の更なるご理解とご指導をお願い申し上げ、小柳紀一議員への答弁といたします。

２番（小柳紀一君）　はい、議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、２番。

２番（小柳紀一君）　これからは週休３日時代になるようです。現に公的企業では始まっているのですが、この休みと遊休農地の利用は結びつけられないか考えてみる必要があると思います。野菜なら１か月から５か月、果物なら２、３年で収穫できますので、片品の立地と環境を生かし検討をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（髙山悦夫君）　次に、７番　星野吉弥君。

７番（星野吉弥君）　はい、７番。

議長（髙山悦夫君）　はい、７番。

（７番　星野吉弥君登壇）

７番（星野吉弥君）　皆さん、おはようございます。

質問に先立ちまして、さきに行われました第２６回群馬県ポンプ操法競技会において出場されました第４分団、また第８分団の選手、そして役員、分団員の皆様には大変ご苦労さまでした。皆様には、練習期間等大変なご苦労もあったことと思いますが、思い出深く有意義な時間を過ごせたことと敬意を表し、私の１５回目の一般質問、さらには提言を行いたいと思います。

（７番　星野吉弥君　質問席に移動）

議長（髙山悦夫君）　村長　答弁席へ移動願います。

（村長　梅澤志洋君　答弁席に着席）

７番（星野吉弥君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、７番。

７番（星野吉弥君）　はい、７番。

それでは、村長に伺います。

大きな題目として、スノーパル・オグナほたかの今後の投資計画について。①番の質問として、スノーパル・オグナスキー場も昨シーズン、幾多の変遷を経て、５０周年を経過し、武尊山観光開発株第三セクの倒産により、令和３年より片品村振興公社と村長肝煎りの人脈、行動、決断により誘致した日本スキー場開発株式会社とのパートナーズ契約により、事業運営を行っていますが、直近２年間の主な実績は、表のとおり、営業日数、令和６年９６日、令和７年８８日。利用者、同じ年度で６万８，３７６人、７万１３８人。売上げについては、令和６年、２億３，４６０万２，０００円、令和７年、２億５，７０５万２，０００円となっています。そうした中で、村長に伺いますが、６年、７年の冬季従業員の人数を私は把握していませんので、教えていただきたいと思います。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、村長。

村長（梅澤志洋君）　村長。

ただいまの星野吉弥議員のご質問についてお答えをいたします。

スノーパル・オグナほたかにおける令和６年度及び令和７年度の冬季従業員の人数についてですが、令和６年度、７年度ともに６９名となっております。冬季のスキー場営業につきましては、リフトやゲレンデの管理をはじめ、チケット販売、レンタル、パトロール、レストランなど、様々な業務に多くの従業員が携わっており、安全で円滑なスキー場運営を支えていただいております。今後も安定したスキー場運営を行っていくためには、施設や設備への投資だけでなく、こうした人材の確保も重要であると考えています。

以上です。

７番（星野吉弥君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　７番。

７番（星野吉弥君）　はい、７番。

大変ありがとうございます。スキー場を営業することにより、冬季間ではありますが、

これだけの雇用、そして皆さんの経済が回り、大変喜ばしいことと思っています。

次の質問に移りますが、過去の議会報や私の記憶ですと、数多くの議員質問がありましたが、２番として、人工降雪機の設置前提か分かりませんが、当スキー場管内で昨年も２００万円ほどの予算をかけ、水脈調査を行いました。花咲地区で別荘分譲を手がけている（株）キューブ所有水源の余水調査を７月２１日、総務観光常任委員会、むらづくり観光課、振興公社、さらには委員に属さない議員が１名参加していただいた中で、水脈調査を行いました。そうしたところ、毎時２５トン、１日当たり６０４トン、渇水期の時期でも、１日当たり４２０トンの余水があることが判明し、その利用権を所有する先方（株）キューブ様も快く利用を望んでいましたが、計画的人工降雪機等の導入をどのように村長はお考えか、お願いをしたいと思います。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　はい、村長。

村長（梅澤志洋君）　村長。

スキー場の安定的な営業を考えた場合、降雪状況に左右されず、できるだけ早い時期から営業を開始できる体制を整えることは、今後のスキー場運営において重要な課題であると認識しております。昨年度スキー場管内において水脈調査を実施しましたが、これは人工降雪機等の導入を前提として行ったものではなく、まず、人工降雪や造雪を検討するのであれば、水の確保が基本となることから、導入の可能性を検討するための基礎資料として水源の可能性を確認したものであります。その結果、スキー場管内でも複数の水の出る地点が見込まれております。また、７月に視察しました別の水源についても、渇水期において一定量の余水が見込まれるとのことであり、今後の検討における一つの有力な材料になるものと考えております。

人工降雪等の設備については、霧状の水を氷点下の外気で凍らせる人工降雪機、機械の内部で一度氷を作り、それを細かく削って雪状にする人工造雪機などの方式があり、それぞれ必要となる水量や電力、整備費、維持管理費などが異なります。また、スノーパル・オグナほたかは標高差があり、上部については比較的早い時期から自然降雪が期待できることから、上部を活用して早期営業につなげるなど、他の方法についても検討する必要があると考えております。そのため、今後は水源の候補や確保できる水量、設置の方式、設置場所などを整理し、それぞれの概算事業費や維持管理費、営業への効果などを比較しながら、最も効果的な方法について調査していきたいと考えております。さらに、スキー場への投資については、人工降雪・造雪設備だけでなく、老朽化した施設や設備の更新、安全対策、利用者の利便性向上など、今後必要となる様々な整備を含め、限られた財源の中で、営業の安定や利用者の増加につながるものは何かという視点か、優先順位を見極めることが重要であると考えております。今後につきましては、今回の水源調査の結果も含め

関係者と協議しながら、必要性、効果、事業費、維持管理費、財源など総合的に勘案し、スノーパル・オグナほたかの安定的な営業につながる計画的な整備について、慎重に検討を進めて参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げ、星野吉弥議員への答弁といたします。

７番（星野吉弥君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　７番。

７番（星野吉弥君）　７番。

関係者と協議を進めているとの答弁、大変ありがとうございます。私個人の考えでありますが、スキー場営業は雪がなければ始まりません。投資の優先順位は、水の確保ができたなら、考えるのは人工降雪機の検討だと思います。令和５年、雪不足のシーズン、営業実績、利用者数４万６，３５９人、売上額１億５，６５８万５，０００円の結果からも、スキー場営業の基本は雪であります。この場で議論しても、結果の進展は限度がありますし、関係者として振興公社、日本スキー場開発、常任委員会、また地元の意見を深く採用し、議論、検討を進めてもらい、来年度事業の主要事業となることをお願いをします。また、この問題は議員皆様のお力をいただき、特別委員会設置の検討を進める必要がある場合には、議員皆様のご協力をお願い申し上げます。

私で関連する質問は終わりますが、ここで質問事項にはなかったことで、議員の皆様、村の方々に、それぞれ頭に入れておいてほしいんですよ。実は皆さん感じているかどうか。今年の夏は、実は片品にとっては冷夏です。冷たい夏と書いて冷夏。この関係は東北地方の青森、この地区については、山背ということで日本海から冷気が漂った中で、７月から８月は冷たい夏で農作物に大きな影響を及ぼします。私が前に勤めていた関係で、農協のほうからデータを取り寄せたところ、野菜全体では、販売実績が前年度の８６．１％、また数量についても８９．２％。やはり長雨が続いた中、梅雨に入ってからが冷夏で、作物は敏感にそれを感じています。それと、米づくりに熱心な方はお分かりだと思いますが、特に遅い田植の方、もしかしたら今年は実が入らないかもしれません。昨日からまた蒸してきましたから、何とか陽気が戻って冷害でないことを望んで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（髙山悦夫君）　以上で一般質問を終わります。

日程第５　議案第３９号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（髙山悦夫君）　日程第５、議案第３９号　地方自治法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。
（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。
議案第３９号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。
この条例は地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、同法を引用する村の関係条例において所要の改正を行うため、条例の制定をお願いするものでございます。
内容につきましては、第２４３条の２の７の新設追加に伴い、引用している条の繰り下げが発生したことへの対応でございます。
なお、附則につきましては、条例の施行期日をこの法律の施行期日であります令和８年９月２４日に定めるものでございます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。
これから、議案第３９号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第４０号　片品村地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について

議長（髙山悦夫君）　日程第６、議案第４０号　片品村地域公共交通活性化協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４０号　片品村地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

本村においては、路線バスの減便検討やタクシーの供給不足等により、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化をしており、住民の移動手段の確保が課題となっております。このため、地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項等について協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第６条第１項の規定に基づき、片品村地域公共交通活性化協議会を設置するため、この条例の制定をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。

これから、議案第４０号　片品村地域公共交通活性化協議会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号　片品村地域公共交通活性化協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第４１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（髙山悦夫君）　日程第７、議案第４１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、別表に「片品村地域公共交通活性化協議会委員」の報酬「日額８，０００円」の追加をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。

これから、議案第４１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第４２号　片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（髙山悦夫君）　日程第８、議案第４２号　片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４２号　片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げま

す。
　この条例は、地方税法の改正に伴い、片品村税条例の一部を改正するものでございます。
　なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　なお、詳細な説明を求めます。
　住民課長　永井利和君。

住民課長（永井利和君）　はい、住民課長。
　　（詳細説明）

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
　質疑は、ありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
　　（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
　　（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。
　これから、議案第４２号　片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第４２号　片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第４３号　片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（髙山悦夫君）　日程第９、議案第４３号　片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４３号　片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療対象者における県外医療費の自己負担を公費負担化し、特定在留カード等の新設によるマイナ保険証での登録情報を提供できるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

附則につきましては、第１条は施行期日を定め、第２条は経過措置を定め、第３条は手続の準備行為を定めるものであり、この条例は令和８年１０月１日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。

これから、議案第４３号　片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号　片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第４４号　片品村の美しい景観を守り育てる条例の一部を改正する条例について

議長（髙山悦夫君）　日程第１０、議案第４４号　片品村の美しい景観を守り育てる条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４４号　片品村の美しい景観を守り育てる条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、景観法を含む「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、景観法を引用する本条例において所要の改正を行うため、条例の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、景観法第１６条第７項及び同条第８項第４号の新設追加に伴い、引用している「項」及び「号」の繰り下げが発生したことへの対応でございます。

なお、附則につきましては、条例の施行期日をこの法律の施行の日に定めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。

これから、議案第４４号　片品村の美しい景観を守り育てる条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号　片品村の美しい景観を守り育てる条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第４５号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（髙山悦夫君）　日程第１１、議案第４５号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４５号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

令和９年４月１日から、群馬県市町村公平委員会の共同設置する団体に、伊勢崎市、下仁田町、甘楽西部環境衛生施設組合及び下仁田南牧医療事務組合が加入するため、群馬県

市町村公平委員会共同設置規約の変更が必要となり、議決をお願いするものでございます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。
これから、議案第４５号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第４５号　群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第１２　議案第４６号　字区域の変更について

議長（髙山悦夫君）　日程第１２、議案第４６号　字区域の変更についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４６号　字区域の変更について、提案の説明を申し上げます。

この議案は、県営牛の平土地改良事業の換地処分に伴い、土地の区画及び地番が整理されることから、字の区域を変更しようとするものであります。

字区域の変更は、土地区画の改編に合わせ、土地所有者の権利関係及び土地表示の明確化を図るために実施するものであり、地域の利便性と行政効率の向上に資するものであります。

なお、この変更は土地改良法に基づく換地処分の公告日の翌日より施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。

これから、議案第４６号　字区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号　字区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第４７号　財産の取得について

議長（髙山悦夫君）　日程第１３、議案第４７号　財産の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４７号　財産の取得について、提案の説明を申し上げます。

本議案につきましては、検討を進めている「鎌田エリア再整備事業」に関連して、必要な土地及び建物の取得をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長、星野一忠君。

むらづくり観光課長（星野一忠君）　はい、むらづくり観光課長。

（詳細説明）

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（髙山悦夫君）　これで討論を終わります。

これから、議案第４７号　財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号　財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第１４　認定第１号　令和７年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１５　認定第２号　令和７年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１６　認定第３号　令和７年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１７　認定第４号　令和７年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１８　認定第５号　令和７年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第１９　認定第６号　令和７年度片品村下水道事業会計決算の認定について

議長（髙山悦夫君）　日程第１４、認定第１号　令和７年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第１９、認定第６号　令和７年度片品村下水道事業会計決算の認定についてまでの以上６件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

認定第１号から認定第６号までの令和７年度片品村一般会計、各特別会計及び各事業会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

始めに、認定第１号　令和７年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額５０億７，６７７万３，９５６円、歳出総額４６億１，６７５万７，６４５円、差引残額４億６，００１万６，３１１円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税７億２，７８７万３，２３２円で全体の１４．３％、地方交付税２３億７，３６３万１，０００円、４６．８％、国庫支出金３億６９２万７４２円、６．０％、県支出金１億８，６０７万２，３６５円、３．７％、繰入金２億５，６０９万２，０８１円、５．０％、繰越金２億３，２９５万４，４９７円、４．６％、村債２億４００万、４．０％であります。

歳出の主なものにつきましては、生活支援対策事業２億２，９３４万７，５９８円、情報政策事務１億４，６５８万４，８７３円、橋梁整備費１億２，５７２万６，０００円、観光振興事業９，５９１万３，０８２円、特別会計及び事業会計への繰出金２億７，７８５万２，２０１円、利根東部衛生施設組合負担金１億２，８５０万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金１億９，０３２万５，０００円、地方債の償還金が元金と利子合わせて５億２，０１４万２６５円であります。

また、令和７年度末の地方債借入残高は３７億５，６８８万２，１７６円で、前年度末に比べ３億３２０万９，４８８円の減であります。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費９３４万３，０００円と、財政調整基金への積立て２億３，０００万円を差し引いた額２億２，０６７万３，３１１円は、令和８年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、認定第２号　令和７年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額６億９０万８，８０１円、歳出総額５億７，４８７万８，０５７円、差引残額２，６０３万７４４円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税１億４，７６０万８，４６７円で全体の２４．６％、県支出金３億８，７３９万７，４００円、６４．５％、繰入金４，２５６万２，９９３円、７．１％であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費３億６，１２８万５，４１７円で全体の６２．８％、国民健康保険事業納付金１億８，１３７万７，６９５円、３１．６％、保健事業費１，３１５万１，１５９円、２．３％であります。

歳入歳出差引残高から国民健康保険基金への積立て１，４００万円を差し引いた額１，２０３万７４４円は、令和８年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、認定第３号　令和７年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額６億８，５０５万６，８５１円、歳出総額６億２，５８７万２，７６８円、差引残額５，９１８万４，０８３円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料１億３，０２４万５，９００円で全体の１９．０％、国庫支出金１億６，９８４万４，３２７円、２４．８％、支払基金交付金１億５，８４４万８，０００円、２３．１％、県支出金９，４５５万５，０００円、１３．８％、繰入金１億１，５９３万４，６００円、１６．９％であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費５億５，３０２万８，７９８円で、全体の

８８．４％であります。

歳入歳出差引残高から介護給付費準備基金への積立て３，０００万円を差し引いた額２，９１８万４，０８３円は、令和８年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、認定第４号　令和７年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額８，６１１万６，３２８円、歳出総額８，３２４万３，２４２円、差引残額２８７万３，０８６円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が５，４０９万３，４１９円で全体の６２．８％、繰入金が２，７１１万６０８円で３１．５％であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費が６５６万６，７４２円で全体の７．９％、後期高齢者医療広域連合納付金が７，５５７万２，３０２円で９０．８％であります。

歳入歳出の差引残額２８７万３，０８６円は、令和８年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、認定第５号　令和７年度片品村簡易水道事業会計決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が給水収益、他会計補助金などの１億１，５３６万４０６円に対して、支出は施設の維持管理費などの１億１，３２７万４，０３１円となり、純利益は２０８万６，３７５円となりました。

資本的収支では３７７万４，３０４円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を補填いたしました。

また、令和７年度末現在の地方債借入残額は１億６，８０３万１，０３７円となっています。

最後に、認定第６号　令和７年度片品村下水道事業会計決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

収益的収支につきましては、収入が下水道使用料、他会計補助金などの２億６，３５７万７，２４５円に対して、支出は施設の維持管理費などの２億８７８万３，６５３円となり、純利益は５，４７９万３，５９２円となりました。

資本的収支では２，４２９万５，３６２円の資金不足が生じ、その不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

また、令和７年度末現在の地方債借入残額は、４億５，７４１万５４９円となっています。

以上で、認定第１号から認定第６号までの説明を終わります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　提案理由の説明が終わりました。

この決算につきましては、監査委員の審査が行われております。

ここで決算審査結果の報告を求めます。
代表監査委員　千明道太君。

代表監査委員（千明道太君）　はい、代表監査委員。

議長（髙山悦夫君）　はい、代表監査委員。
（代表監査委員　千明道太君登壇）

代表監査委員（千明道太君）　命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。
なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と３つの特別会計及び２つの事業会計決算の審査報告を申し上げます。
地方自治法第２３３条第２項の規定により、去る令和８年８月２０日、役場２階第５会議室において、星野監査委員と２人で、令和７年度一般会計と３つの特別会計及び２つの事業会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。
その結果については、次のとおりであります。
審査の結果といたしまして、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は適確であるか、計数に誤りはないか、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。
その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整備され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされ、事業の成果も上がっているものと認定いたしました。
次に、各会計の総括について申し上げます。
なお、意見書に記載してあります収支決算額等の朗読は省略させていただきます。
まず、一般会計についてですが、歳入歳出差引額は４億６，００１万６，３１１円で、翌年度へ繰り越すべき財源が９３４万３，０００円であるため、実質収支額は４億５，０６７万３，３１１円で、さらに基金繰入を２億３，０００万円行っているため、翌年度への繰越額は２億２，０６７万３，３１１円となりました。
予算額のうち、戸籍附票システム改修委託費のほか計５件の事業については、総額８，６４６万８，０００円が翌年度に繰り越しされました。
村税の収入については７億２，７８７万３，２３２円で、昨年より７，００６万２，６１０円の増収となっています。
村民税が２，１９８万７，１８１円、固定資産税が４，７７７万２，５６４円、入湯税が１１９万５，２００円の増収で、軽自動車税が１００円、村たばこ税が８９万２，２３５円の減収となっています。
地方交付税については２３億７，３６３万１，０００円で、前年度より４，５６９万１，０００円の増収となっており、歳入総額の４６．８％を占めています。
国庫支出金については３億６９２万７４２円で、１，０９４万４，６７８円の増収でし

た。

県支出金については１億８，６０７万２，３６５円で、５，８６８万３，７８２円の減収となりました。

村債として２億４００万円を借り入れ、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業、桐ノ木橋橋梁長寿命化工事、村道の舗装維持修繕工事などのハード事業のほか、スクールバス管理運営などのソフト事業にも充当されています。

当年度は、自主財源となる村税やふるさと納税をはじめとした寄附金ほか地方交付税の増加により、歳入が増加しています。

なお、令和７年度末の村債未償還元金現在高は３７億５，６８８万２，１７６円であり、３月末の基金現在高は４２億９，９７１万９，４７７円となっています。

次に、財政の推移についてでありますが、３か年の状況を表にして記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組まれ、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額では前年度より７，００６万２，６１０円の増収となっています。収納率は８３．９％であり、前年度より１．４ポイントの増となっております。収入未済額は１億３，７８２万３，３８１円と、前年度より３６０万６，６５８円の増となっています。

なお、村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

また、引き続き早期の滞納整理など適切な処理を行い自主財源の確保に努めることを切望します。

厳しい財政状況の中、また限られた予算の範囲で、継続事業や住民生活に密着した事業に加え、コロナ禍後の観光需要を見据えた施設整備事業や、物価高による厳しい住民生活の現状に対して、主におぜだっぺイを活用した生活支援対策事業が行われております。

今後も効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計でありますが、差引額２，６０３万７４４円で、基金繰入を１，４００万円行ったため、１，２０３万７４４円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は１億５，１０５万６，２４１円であります。

国保税の収納率は８１．７％であり、前年度より０．３ポイント低くなっていますが、引き続き滞納整理を積極的に行い、自主財源の確保に向け更に努力をお願いします。

なお、療養諸費に対する１人当たりの保険者負担分は２６万８，６６９円で、前年度より６，８５８円減少しています。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化、医薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されます。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重

要な要素であります。片品村が行っている総合健診の受診率向上や健康指導部門との連携を図り、健康寿命を延ばすことを目指して、関係各位のご尽力をお願いします。

次に、介護保険特別会計です。

差引額が５，９１８万４，０８３円で、基金繰入を３，０００万円行ったため、翌年度への繰越額は２，９１８万４，０８３円で、基金の決算年度末現在高は２億７９４万２，３１９円であります。

高齢化がさらに進む中、引き続き高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっております。要介護・要支援の認定は増加傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化し、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定化を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生を全うできるよう介護サービスの充実に努めていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差引額２８７万３，０８６円が翌年度への繰越額であります。

令和８年３月末現在の被保険者は９３０人で、被保険者の適切な医療確保を図るため、引き続き迅速かつ適正な各種医療給付の実施に務め、健康の保持推進を図るための保健事業を実施してください。

次に、事業会計について意見を申し上げます。

簡易水道事業及び下水道事業は、保有資産の価値や事業の経営状況を的確に把握するため、地方公営事業法の一部（財務規定等）を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行し、２年目となりました。

はじめに、簡易水道事業会計です。

事業収益は１億１，９８０万９，９２０円、事業費用１億１，７７２万３，５４５円となり、資本的収支は収入総額１，１３１万４，５５３円、支出総額は１，５０８万８，８５７円であります。

なお、資本的収入支出差引不足額３７７万４，３０４円については、当年度分損益勘定留保資金で補填し、収支の均衡を図っています。

基金の決算年度末現在高については、４，６７０万円であります。

引き続き、持続可能な水道運営を目指し、計画的な施設更新、効率的な維持管理に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業会計です。

事業収益２億６，４８１万４，９８０円、事業費用２億１，３９７万１，４０６円となり、資本的収支については、収入総額は４，０２６万４，０００円、支出総額は６，４５５万９，３６２円であります。

なお、収入支出差引不足額２，４２９万５，３６２円については、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填し、収支の均衡を図っています。

今後も社会情勢の変化や人口減少による下水需要の動向を見据えながら、住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から下水道事業区域外の整備計画も

同時に進め、村全体の整備が進むことを望みます。

なお、令和６年度及び令和７年度における３特別会計、２事業会計への一般会計からの繰入金の状況の表を記載しておきましたので、参考としてください。

最後に、結論といたしまして、一般会計と特別会計及び事業会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理されて会計経理は適正であり、概ね良好と認めます。

財政については、令和７年度片品村健全化判断比率等について決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、良好な比率となっているため、健全な財政であると言えます。

また、自主財源に乏しい厳しい財政状況の中ではありますが、村道の改良や維持修繕、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業など、村づくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の保健衛生事業、厳しい住民生活の状況に対して生活支援対策事業を行うなど、村民に密着した事業を実施されたことは、村民の生活や福祉の向上に貢献したものと考えます。

歳入における村税、公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により適切に対処していただいているところではありますが、村税や公共料金などの収入未済については、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取り組みについて、更に努力をしてください。

村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが、今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営上からも強く望まれます。

観光事業については、年末年始の降雪に恵まれ、スキー場の入り込み者数も順調に推移し、道の駅尾瀬かたしなをはじめ、花咲の湯、新しくグランピング施設が加わった武尊牧場キャンプ場なども、コロナ禍後の観光需要に支えられ、良好な成果が見られたと言えます。

今後も指定管理者をはじめとする関係各位と連絡や協議を密にしていただき、常に新しい取り組みを行うなど、引き続き努力をお願いします。

地方分権と行財政改革、人口減少及び少子高齢化への対応や住民福祉の拡充など、様々な行政課題が山積する中でありますが、住民のニーズを速やかに把握するとともに、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案を心がけ、住民福祉の向上や明るく活気ある村づくりのための施策を望むものであります。

また、生活必需品の価格高騰などにより、住民生活は厳しさを増していますが、役場職員個々の資質向上を図り、この厳しい時代だからこそ住民の期待に応える行政執行がなされるよう一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事務執行にご尽力された各位に深く敬意を表し、報告といたします。

議長（髙山悦夫君）　監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

代表監査委員、千明道太君、自席へお戻りください。

（代表監査委員　千明道太君自席へ移動）

議長（髙山悦夫君）　認定第１号から認定第６号までの質疑以降については、後日の本会議において審議いたします。

日程第２０　報告第５号　財政の健全化判断比率等について

議長（髙山悦夫君）　日程第２０、報告第５号　財政の健全化判断比率等についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

報告第５号　財政の健全化判断比率等について、提案説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、関係書類を提出し、報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないため比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては、５．６％でした。

将来負担比率につきましては算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金の不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和８年８月２０日に片品村監査委員による審査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第２１　報告第６号　片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（髙山悦夫君）　日程第２１号、報告第６号　片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

報告第６号　片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告申し上げます。

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げるものでございます。

今回提出した関係書類につきましては、令和８年６月２２日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

議長（髙山悦夫君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第２２　議案第４８号　令和８年度片品村一般会計補正予算（第２号）について

日程第２３　議案第４９号　令和８年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）に

ついて
日程第２４　議案第５０号　令和８年度片品村介護保険特別会計補正予算(第１号)について
日程第２５　議案第５１号　令和８年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)について
日程第２６　議案第５２号　令和８年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第２７　議案第５３号　令和８年度片品村下水道事業会計補正予算（第１号）について

議長（髙山悦夫君）　日程第２２、議案第４８号　令和８年度片品村一般会計補正予算（第２号）についてから、日程第２７、議案第５３号　令和８年度片品村下水道事業会計補正予算（第１号）についてまでの以上６件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君）　議長。

議長（髙山悦夫君）　村長。

（村長　梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君）　村長。

議案第４８号から議案第５３号までの令和８年度片品村一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

始めに、議案第４８号、令和８年度片品村一般会計補正予算（第２号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億２９０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８億４，２３０万２，０００円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金、諸収入、国庫支出金、地方交付税等の増額及び環境性能割交付金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、商工費、土木費、衛生費等の増額であります。物価高対応を含むおぜだっぺイキャンペーン事業、観光振興基金への積立金等が主なものであります。

次に、議案第４９号　令和８年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６５６万２，０００円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億６，４５３万５，０００円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、県支出金、繰越金及び諸収入の増額及び繰入金の減額であります。

歳出につきましては、総務費、国民健康保険事業納付金及び諸支出金の増額であります。

次に、議案第５０号　令和８年度片品村介護保険特別会計補正予算（第１号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，８２１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億２，６０６万８，０００円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金及び繰越金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び諸支出金の増額であります。

次に、議案第５１号　令和８年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，３４４万７，０００円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金、諸収入の増額及び繰入金の減額であります。

歳出につきましては、諸支出金の増額であります。

次に、議案第５２号　令和８年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、営業外収益の不足が見込まれるため、一般会計繰出金及び県補助金として１，８２３万円を計上するものです。

収益的支出につきましては、簡易水道事業費用として、簡易水道事業統合委託料及び修繕料等の１，８２３万円を計上するものです。

また、資本的収入につきましては、一般会計繰入金として９１０万円を計上するものです。

資本的支出につきましては、配水流量計及び公用車の更新として９１０万円を計上するものです。

最後に、議案第５３号　令和８年度片品村下水道事業会計補正予算（第１号）について、提案の説明を申し上げます。

資本的収入について、補塡財源の不足が見込まれるため、一般会計繰出金として７２８万円を計上し、資本的支出は建設改良費として、修繕料の７２８万円を計上するものです。

以上で議案第４８号から議案第５３号までの説明を終わります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（髙山悦夫君）　議案第４８号から議案第５３号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（髙山悦夫君）　お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（髙山悦夫君）　異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

午前１１時３５分　　延会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

片品村議会議長　　髙　山　悦　夫

片品村議会議員　　後　藤　眞　平

片品村議会議員　　萩　原　正　信